

# 第25期宝塚市農業委員会

## 令和6年第11回議事録

(2024年)

(ホームページ用に個人情報等を黒塗りしております)

令和6年11月20日

(2024年)

宝塚市農業委員会

## 第25期 宝塚市農業委員会 令和6年第11回議事録

1. 日 時 令和6年(2024年)11月20日(水)14時00分～15時00分

2. 場 所 大会議室

3. 農業委員定数 13人

4. 出席委員

1番船岡知恵美、2番福本充宏、3番阪上文代、4番小中和正、5番逢坂洋子、6番林五郎、  
7番阪上照一、8番古野弘之、9番平塚茂樹、11番西田勝、12番今里宏、13番田中宏明

5. 欠席委員

金岡委員

6. 農地利用最適化推進委員定数 5人

7. 出席農地利用最適化推進委員

1番上田健、2番小畠健二、3番阪上秀一、5番和田秀彰

8. 欠席農地利用最適化推進委員

二井推進委員

9. 事務局

事務局長 溝渕良樹 係長 木元富夫 事務職員 永井敬善、岡村美佑

10. 議 題

- 1 議案第47号 非農地証明願の件
- 2 議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件
- 3 議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件
- 4 議案第50号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による  
事業計画認定の決定の件
- 1 報告第47号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件
- 2 報告第48号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の  
証明の件

令和6年第11回宝塚市農業委員会 総会

日時：令和6年11月20日

開会 午後14時00分

○林会長 それではただいまから第25期の宝塚市農業委員会令和6年第11回の総会を開催いたします。金岡委員と二井推進委員の欠席の連絡を受けております。会議に必要な過半数は出席しておりますので、第11回総会は成立しております。

本日の議事録署名人を指名したいと思います。11番の西田委員と、12番の今里委員委員のお2人にお願いしたいと思います。

それでは、総会を始めたいと思います。事務局長から諸般の御報告をお願いしたいと思います。

(諸般の報告)

○林会長 ありがとうございました。報告は終わりました。何か御意見、御質問等はございますか。特ないようですのでそれでは報告事項に移ります。議案第47号 非農地証明願の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の1ページを御覧ください。

議案第47号 非農地証明願の件。別紙のとおり、非農地証明願がありましたので御審議願います。令和6年(2024年)11月20日。宝塚市農業委員会会长林五郎。

では、次の2ページを御覧ください。全部で2件ございます。

1件目、願出人が (住所)、(氏名) さん。申請地が旭町 (地番)、地目は田、地積は41m<sup>2</sup>。所有者は (氏名) です。農地でなくなった時期と状況は、昭和46年頃からガソリンスタンドの一部として利用されてきました。証明を必要とする理由は、登記地目変更のためです。その他といたしまして、土地の全部事項の証明書の添付がありました。また国土地理院の1995年地点の地図の添付がありました。位置図につきましては3ページを御覧ください。

続きまして2件目です。願出人が (住所)、(氏名) さん。土地の表示が高司 (地番)、地目は田、地積が578m<sup>2</sup>。所有者が亡くなられた (氏名) さんです。農地でなくなった時期と現

況につきましては、昭和46年4月以降から共同住宅・居宅(取壊し済み)として利用として利用されてきました。証明を必要とする理由は、売買に係る登記地目変更のためです。その他といたしまして土地の全部事項の証明書の添付、また、登記簿謄本(建物)及び建物図面の添付、また、遺言公正証書の添付がありました。位置図につきましては4ページです。今、(個人情報)共同住宅が建っているんですが、それよりも川側の手前にもう一つ、取り壊してしまった居宅が過去あった、建物登記簿が添付されていました。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。

1件目、旭町(地番)の関係、古野委員。

○古野委員 相当昔からコンクリートで固められました。

○林会長 はい、ありがとうございます。

2件目、高司(地番)の関係、平塚委員。

○平塚委員 ここも50年ぐらいたってて半分は更地になっていて、その更地も駐車場にしたような形跡があるようで、以前の変更ができてなかったものだと思いますので、問題ないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、本件に対しまして、何か御意見、御質問等はございますか。

特にないようですので、採決いたします。非農地証明願の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、証明するものといたします。

次に、議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の5ページを御覧ください。

議案第48号 農地法第3条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第3条第1項の規定による許可申請がありましたので、御審議願います。

1件ございます。申請人のうち譲受人は、(住所)、(氏名)さん。譲渡人が、(住所)、(氏名)さんです。申請地が波豆字(地番)、地目は田、地積が698m<sup>2</sup>です。譲受人は現在耕作面積が1万1,820m<sup>2</sup>で、家族人数が4名で耕作をしていらっしゃいます。調査書の説明は後ほどさせていただきます。権利の種類は所有権、その他といたしまして、遺産分割協議書の添付がございました。今回申請の土地の所有者が、亡くなられた譲受人の方のお父様の(氏名)さんのためです。位置図については8ページを御覧ください。

続いて、7ページの調査書の説明をさせていただきます。

譲受人は(氏名)さん、譲渡人は(氏名)さんです。第2項第1号全部利用効率につきましては、譲受人の方は既に申請地以外で営農しています。保有している農機具のトラクター1台、田植機1台、コンバイン1台の能力、農作業に従事する御家族の状況から見て、耕作の事業に供すべき農地の全てを効率的に利用できるものと見込まれます。また第2項第2号の農地所有適格法人以外の法人につきましては、譲受人は個人であるため適用はございません。第2項第3号の信託につきましては、信託ではないので適用はございません。第2項第4号の農作業常時従事につきましては、譲受人は農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると見込まれます。譲受人の方含め世帯員4名で、それぞれ年間200日、150日、50日、50日、農作業に従事する予定です。第2項第5号の転貸につきましては、許可申請に係る農地は所有の農地であり、転貸には当たりません。第2号第6号の地域調和につきましては、申請地は米、野菜を販売と自家消費として生産予定です。譲受人は本件の権利取得によって周囲の農地、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えられます。なお11月8日事務局2名、農業委員会会長、農業委員4名、推進委員1名が譲受人の立会いの下、申請地並びにその周辺農地の利用状況等を確認いたしました。位置図につきましては8ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。船岡委員。

○船岡知恵美委員 地域の人々がされるということで、特に問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か本件に対しまして、御意見、御質問はございますか。

特ないようですので、採決いたします。農地法第3条第1項の規定による許可申請の件について、証明することに賛成の農業委員は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、許可することといたします。

次に、議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の9ページを御覧ください。

議案第49号 農地法第5条第1項の規定による許可申請の件。別紙のとおり、農地法第5条の規定による許可申請がありましたので、県への進達に伴う意見書提出につき、御審議願います。

こちらは営農型太陽光発電の、また3年ごとの更新の許可申請になります。申請人のうち、譲受人が (住所)、(氏名) さん。譲渡人が (住所)、(氏名) さん。今回の申請地が大原野字 (地番)、地目は田、地積が、農地全体が3,420m<sup>2</sup>のうち0.2461m<sup>2</sup>です。耕作者が所有者である (氏名) さんです。転用目的は営農型太陽光発電施設の設置のためです。現在も設置がございますので、造成期間・建設期間はございません。使用期間は、許可日から3年間。施設につきましては12ページを御覧いただきまして、面積が下部農地面積の3,420m<sup>2</sup>になります。権利の種類につきましては賃借権で、その他といたしまして、この土地が農振農用地区域内の農地であり、添付書類として、営農型発電設備の設計図、12ページについているものです。また、営農型発電設備の下部の農地における営農計画書、サツマイモを作付予定です。下部の農地における営農の影響見込書及びその根拠書類（必要な知見を有する者の

意見書)とともにありました。また、水利組合の同意書、隣接農地の同意書。また、農業をしつかりりますという誓約書の添付がございました。営農型発電設備の設置に係る一時転用の許可申請で、今回また3年たったので更新申請になっております。位置図につきましては11ページ、施設の概要につきましては12ページを御覧ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。西田委員。

○西田勝委員 はい。サツマイモを植えておられ、いつもと同じで問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。それでは農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問はございますか。

○平塚委員 すみません。教えていただきたいんですけど。地図というか、図面を見たら、面積が半分ぐらいというか、占めているんですけども3,420m<sup>2</sup>のうち0.2こんなもんですかね。單なる疑問なんんですけど。

○林会長 事務局。

○事務局 はい。一応申請地として、(地番)が3,420m<sup>2</sup>にはなってるんですけども、構図上。土地の全部事項証明書上そうなっていまして、実際の面積はもうちょっと小さいかもしれませんんですけども、登記簿上はこの面積。

○平塚委員 いやいや、知りたいのは3,400のうち、0.2m<sup>2</sup>って本当、こんなもんですよね。

○事務局 そうです。営農型太陽光発電の、柱の部分だけの。

○平塚委員 パネルは含まれない。

○事務局 そうなんです。パネルに関しては一応地上権の設定ということで、農地の上の部分を使うという申請も添付書類としてつけていただいてまして、一応今回の5条の転用については営農型発電設備を設置するポール部分、恐らく8本ぐらいの柱の部分のみの転用になっております。すいません。お願いします。

○平塚委員 分かりました。

○林会長 平塚委員、よろしいか。

○平塚委員 はい。

○林会長 支柱部分だけやということですわ。

○平塚委員 分かりました。

○林会長 ほかに何かございましたら、御質問。

それでは特にないようですので、採決いたします。農地法第5条第1項の規定による許可申請の件について、許可することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい。全員が賛成ですので、許可することといたします。

次に、議案第50号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件を議題といたします。事務局から説明願います。

○事務局 では、議案書の13ページを御覧ください。

議案第50号 都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件、宝塚市長から、都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定について意見を求められましたので、御審議願います。

1件ございます。申請人は、(住所)、(氏名)さん。所有者が(住所)、(氏名)さんです。今回申請の農地は、安倉北(地番)ほか4筆です。地目は田、地積は5筆合計で2,337m<sup>2</sup>です。譲受人の方は、既に耕作面積が1,148m<sup>2</sup>、労働力は御家族含め3名です。調査書はまた後ほど説明させていただきます。賃借の始期は令和6年12月1日から令和7年11月30日までで、存続期間が1年。権利の種類は使用賃借権です。申請地の5筆が、(地番)、田、175m<sup>2</sup>と、(地番)、畑、1,357m<sup>2</sup>と、(地番)、畑、70m<sup>2</sup>と、(地番)、畑、676m<sup>2</sup>と、(地番)、畑、59m<sup>2</sup>です。位置図につきましては16ページを御覧ください。

調査書の御説明をいたします。15ページを御覧ください。

申請人が(氏名)さん、土地の所有者が(氏名)さんです。第4条第3項第1号の耕作の事業内容につきましては、申請人の方はマコモダケ、黒豆、トウモロコシ、ホウレンソウを中心に作

物を栽培し、JA兵庫六甲の直売所であるスマイル阪神や宝塚市内の個人小売店、自身及び御家族が経営を行うおにぎり屋等に数量ベースで6割以上出荷・販売をいたします。

具体的な事業内容につきましては、借り手の（氏名）さんは、借り入れた農地や施設内については適時除草作業を行います。地権者の（氏名）さんは、水利に関わる保全、農会・自治会等の折衝について年間20日程度の活動を行います。

第4条第3項従事状況につきましては、申請人の（氏名）さんの年間従事予定日数は200日になっています。

農地の利用状況につきまして、現在申請人の方の所有地は0m<sup>2</sup>で、所有地以外の借受地等が1,148m<sup>2</sup>ございます。作付予定作物及び作付予定面積は、所有地以外の土地である1,148m<sup>2</sup>を含めてマコモダケ175m<sup>2</sup>、ハウストマト958m<sup>2</sup>、マコモダケ・トウモロコシ・黒豆・ホウレンソウ等で2,162m<sup>2</sup>、サツマイモで190m<sup>2</sup>を予定しています。所有している農機具はトラクターが2台、うち1台は今回の所有者である（氏名）さんからリース予定です。耕運機1台、管理機1台、コンバイン1台、田植機1台です。御本人の農作業経験は2年で、農業技術就学歴がそのほかに2年ございます。世帯員の労働力が2名、本人含めずお2人で、そのお2人の農作業経験が30年以上ございます。圃場までの距離は、自動車で3分です。

第4条第3項第2号の周辺地域との関係につきましては、「近隣住宅地に配慮した農薬の使用は適切に行い、地域の慣行栽培方法に沿って営農を行います」とのことです。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。地区委員の御意見をお伺いしたいと思います。安倉北（地番）の関係ですので、田中委員。

○田中委員 特に問題はないと思います。

○林会長 今の関係、安倉の区画整理されたところですわ。

○田中委員 そうです。したばかりで、（氏名）さんもいろいろあったんですけど、区画整理、それはいいとして。息子さんなんですよね、（氏名）さんの。多分、特に問題はないと思います。

○林会長 はい。農業委員、推進委員で、何か本件に対しまして御意見、御質問等はございま

すか。

特にないようですので、採決いたします。都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定による事業計画認定の決定の件について、決定することに賛成の方は挙手願います。

(挙手)

○林会長 はい、ありがとうございます。全員が賛成ですので、決定することといたします。

続いて、報告事項に移りたいと思います。

報告第47号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件を報告いたします。事務局から説明願います。

○事務局男性 それでは、議案書の17ページを御覧ください。

報告第47号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出の件。別紙のとおり、農地法第5条第1項第6号の規定による届出があったもののうち、専決処分したものについて報告します。  
令和6年（2024年）11月20日。宝塚市農業委員会会长林五郎。

18ページを御覧ください。2件ございます。

1件目です。譲受人、（住所）、（氏名）さん。譲渡人、（住所）、（氏名）さん。持分が2分の1です。（住所）、（氏名）さん、持分2分の1です。届出地が川面（地番）、ほか2筆です。地目は田、地積が1,748m<sup>2</sup>、耕作者が（氏名）さんです。転用目的は資材置場です。造成期間は令和6年12月1日から90日間、建設期間が令和6年12月1日から90日間となっております。権利の種類としては所有権です。その他といたしまして、水利組合の同意書の添付、隣接農地も転用のため隣接農地の同意書の添付はありません。届出地につきまして、川面（地番）、田、714m<sup>2</sup>、（地番）、田、436m<sup>2</sup>、（地番）、田、598m<sup>2</sup>の3筆です。位置図につきましては19ページを御覧ください。

続きまして2件目です。（住所）、（氏名）さん。譲渡人が（住所）、（氏名）さん。届出地が川面（地番）、地目が田、地積が446m<sup>2</sup>、耕作者が（氏名）さん。転用目的は、資材置場です。造成期間、建設期間が同じでして、令和6年12月1日から90日間です。権利の種

類は所有権です。水利組合の同意書の添付があります。隣接農地も転用のため、隣接農地の同意書の添付はございません。位置図につきましては同じく19ページを御確認ください。  
以上です。

○林会長 ありがとうございました。説明は終わりました。1件目2件目、地区委員の川面（地番）、古野委員。

○古野弘之委員 現地調査に行ってまいりました。特段問題はないと思います。

○林会長 はい、ありがとうございます。農業委員、推進委員で、何か御意見、御質問はございますか。

特にないようですので、続いて報告第48号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件を報告いたします。事務局、説明願います。

○事務局男性 それでは、議案書の21ページを御覧ください。

報告第48号 相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明の件。

別紙のとおり、租税特別措置法第70条の6第1項の規定の適用を受ける農地等に係る農業経営を引き続き行っていることを証明したので、報告します。令和6年（2024年）11月20日。宝塚市農業委員会会長林五郎。

まず1件目です。申請人は、（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は、令和3年10月21日～令和6年10月4日。耕作面積は3,251m<sup>2</sup>、納税猶予農地としまして、山本南（地番）ほか4筆の合計5筆です。面積が全て自作地で3,251m<sup>2</sup>です。証明年月日は令和6年10月4日です。願出地につきまして、山本南（地番）、田、694m<sup>2</sup>、こちらは「うち農業用倉庫が20.73m<sup>2</sup>」となっております。果樹です。（地番）、田、991m<sup>2</sup>、植木・野菜です。山本丸橋（地番）、畑、938m<sup>2</sup>、（地番）、畑、282m<sup>2</sup>、（地番）、畑、346m<sup>2</sup>、植木・苗木となっております。位置図につきましては、26ページ及び27ページを御覧ください。

続きまして2件目です。（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は、令和3年10月21日～令和6年10月4日。耕作面積は4,520m<sup>2</sup>、納税猶予農地の対象地が、山本丸橋（地番）ほか3筆、合計4筆です。面積が自作地で合計4,520m<sup>2</sup>です。証明年月日が令和6年10月

4日。願出地につきまして、山本丸橋（地番）、田、1,259m<sup>2</sup>、水稻・苗木。（地番）、田、1,140m<sup>2</sup>、うち農業用施設が111.68m<sup>2</sup>です。水稻と植木です。（地番）、田、912m<sup>2</sup>、（地番）、田、1,209m<sup>2</sup>、植木です。位置図につきましては、28ページを御覧ください。

続きまして3件目です。（住所）、（氏名）さん。農業経営期間が、令和3年10月7日～令和6年10月8日。耕作面積は6,771m<sup>2</sup>です。納税猶予農地が今里町58番ほか9筆の合計10筆です。面積が6,771m<sup>2</sup>、全て自作地となっております。証明年月日は令和6年10月8日です。願出地につきまして、今里町（地番）、田、565m<sup>2</sup>、肥培管理。（地番）、田、181m<sup>2</sup>、中筋（地番）、田、1,695m<sup>2</sup>。（地番）、田、1,061m<sup>2</sup>。中筋（地番）、田、596m<sup>2</sup>。（地番）、田、583m<sup>2</sup>。（地番）、田、500m<sup>2</sup>。（地番）、田、589m<sup>2</sup>。苗木です。中筋（地番）、田、198m<sup>2</sup>、肥培管理。（地番）、田、803m<sup>2</sup>、苗木です。位置図につきましては、29ページ、30ページ、31ページを御確認ください。

続きまして4件目です。（住所）、（氏名）さん。農業経営期間は、令和3年12月8日～令和6年10月8日です。耕作面積は1,838m<sup>2</sup>、納税猶予農地が、安倉北（地番）ほか1筆の合計2筆です。面積が1,838m<sup>2</sup>、全て自作地です。証明年月日が令和6年10月8日です。願出地につきまして、安倉北（地番）、田、862m<sup>2</sup>。（地番）、田、976m<sup>2</sup>です。区画整理後が安倉北（地番）、田、959.44m<sup>2</sup>、肥培管理となっております。位置図につきましては、32ページを御覧ください。

続きまして5件目です。（住所）、（氏名）さん。農業経営期間が、令和3年10月29日～令和6年10月9日。耕作面積は1,685m<sup>2</sup>です。納税猶予農地が、安倉北（地番）ほか1筆の合計2筆です。面積が1,685m<sup>2</sup>全て自作地です。証明年月日が令和6年10月9日。願出地が、安倉北（地番）、田、1,110m<sup>2</sup>。（地番）、田、575m<sup>2</sup>。区画整理後が安倉北（地番）、田、1,096.39m<sup>2</sup>、畑です。位置図につきましては、33ページを御覧ください。

続いて6件目です。（住所）、（氏名）さん。農業経営期間が、令和3年10月21日～令和6年10月15日です。耕作面積は699m<sup>2</sup>。納税猶予農地が、山本西（地番）ほか1筆の合計2筆です。面積が649m<sup>2</sup>で全て自作地です。証明年月日が令和6年10月15日。願出地

が、山本西（地番）、田、484m<sup>2</sup>のうち434m<sup>2</sup>。（地番）、田、215m<sup>2</sup>。畑及び肥培管理です。位置図につきましては、34ページを御覧ください。

続きまして7件目です。（住所）、（氏名）さん。農業経営期間が、令和3年11月6日～令和6年10月21日。耕作面積は13,022m<sup>2</sup>。納税猶予農地が、安倉北（地番）ほか15筆の合計16筆です。面積が13,022m<sup>2</sup>のうち、自作地は全て13,022m<sup>2</sup>です。証明年月日につきましては令和6年10月21日です。願出地につきましては、安倉北（地番）、畑、679m<sup>2</sup>。畑です。安倉北（地番）、田、1,487平米。（地番）、田、565平米。田です。（地番）、田、346平米。畑です。（地番）、田、208平米。（地番）、田、664平米。（地番）、田、922平米。（地番）、田、1,649平米。（地番）、田、1,190平米。（地番）、田、912平米。（地番）、田、952平米。田です。（地番）、田、446平米。田・畑です。（地番）、田、733平米、畑です。（地番）、田、505平米。（地番）、田1,001平米。（地番）、田、763平米。田です。区画整理後の地番としまして、安倉北（地番）、田、626.22平米。（地番）、田、635.65平米。（地番）、田、142.26平米。（地番）、田、510.16平米。（地番）、田、377.07平米。（地番）、田、1,369.61平米。（地番）、田、74.32平米。（地番）、田、248.76平米。（地番）、田、113.68平米。（地番）、田、222.34平米。（地番）、田、1,519.27平米。（地番）、田、316.37平米。（地番）、田、193.40平米。（地番）、田、544.43平米。（地番）、田、457.67平米。（地番）、田、76.23平米。位置図につきましては、35ページおよび36ページを御確認ください。

続きまして8件目です。（住所）、（氏名）さん。農業経営期間が、令和3年11月6日～令和6年10月21日。耕作面積が536m<sup>2</sup>。納税猶予農地が、安倉北（地番）ほか1筆の合計2筆です。面積が536m<sup>2</sup>で全て自作地です。証明年月日が令和6年10月21日。願出地につきまして、安倉北（地番）、田、177m<sup>2</sup>。（地番）、田、359m<sup>2</sup>。苗木と野菜です。位置図につきましては、37ページを御確認ください。

以上です。

○林会長 はい、ありがとうございました。説明は終わりました。農業委員、推進委員で、何か

御意見、御質問等はございますか。ありませんか。

ないようでしたら、以上で本日の議案4件、報告3件について審議等は終了させていただきます。これをもちまして、令和6年第11回総会を閉会いたします。

閉会

以上、会議の内容を記載し、相違ないことを認証する

6番（会長） 林 五郎

11番 西田 勝

12番 今里 宏